

清須市市民協働指針



平成30年3月

清 須 市

目 次

1	策定の趣旨	1
2	清須市第2次総合計画における位置付け	1
3	協働の定義	2
4	協働の目的 ー何のために、協働するの？ー	3
5	協働の始まりと心構え	4
6	協働の考え方	5
7	協働の形態	6
8	協働事例の紹介	9
9	協働の推進に向けた市の取組み	11
10	まとめ	11

1. 策定の趣旨

「協働」という言葉が、まちづくりや地域社会を語る上で欠かせないキーワードになっています。

では、「協働」って何？ なぜ協働するの？ と具体的に考えていくと、何となく漠然としていて、人によって言葉のイメージや理解が異なる場合が多くあります。

この指針は、このような混乱を出来る限り整理し、「どのような場合に、どのようにして市民団体等と市が相互に協働を進めていくのか」といったことのきっかけとするために策定しました。

2. 清須市第2次総合計画における位置付け

本市は、基本構想における基本理念を「安心・快適・魅力・連携」とし、目指す将来像を「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」と定めています。

そして、目指す将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標となる、7つの政策を掲げています。

その一つが、「つながりを大切にするまちをつくる」です。その中で、「市民参加・市民協働の推進」として、市民協働の取り組みを推進することが位置付けられています。

■清須市第2次総合計画（平成28年12月）

政策7 つながりを大切にするまちをつくる

施策701 市民参加・市民協働の推進

- ①市民ワークショップ等の開催
- ②市民協働による事業実施の検討
- ③市民参加・市民協働に係る情報発信力の強化
- ④交流拠点づくりの推進
- ⑤市民協働推進体制の構築
- ⑥行政出前講座の開催



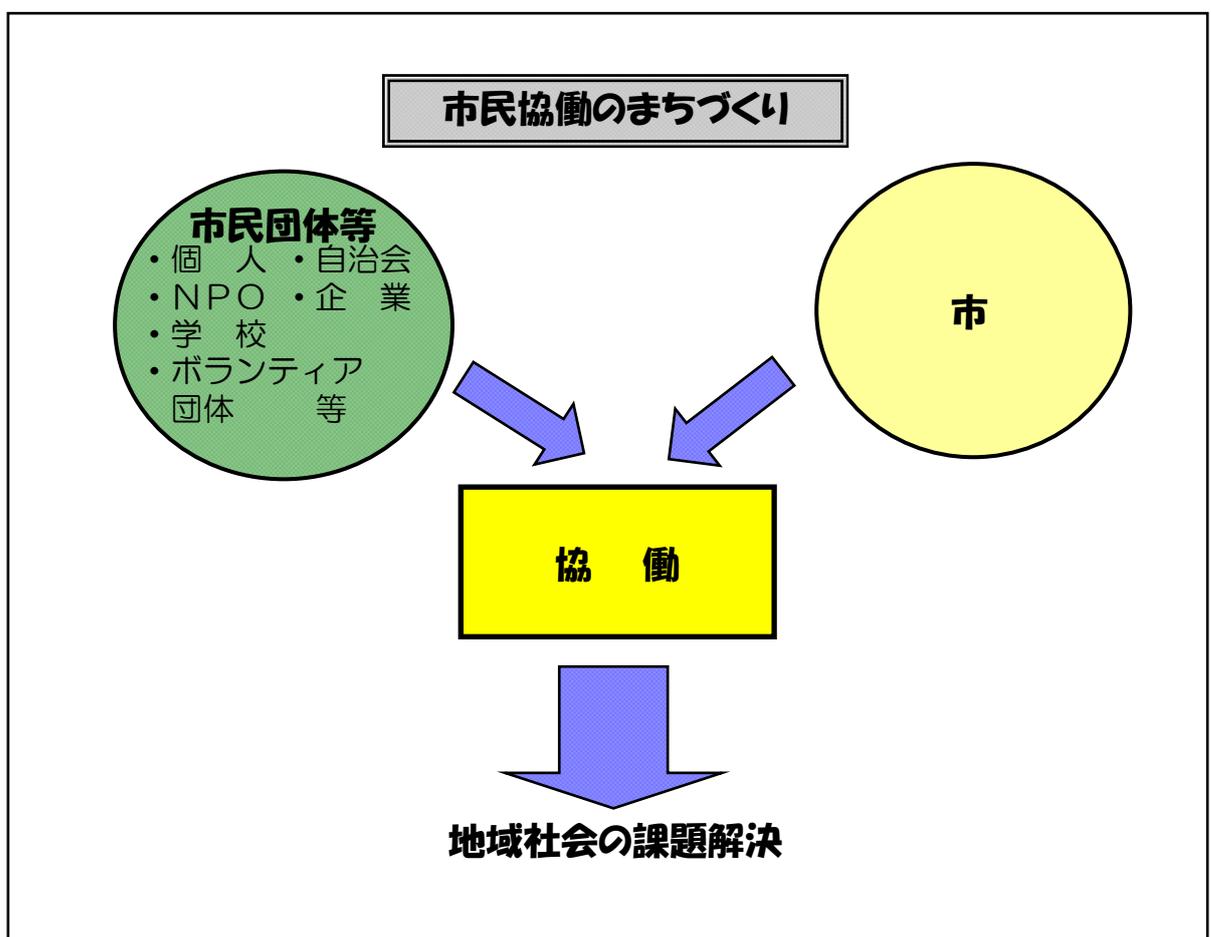
「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」の実現に向けた取り組み

3. 協働の定義

この指針における協働とは、「市民団体等と市が、それぞれの役割と責任を自覚し、共通の地域社会の課題を解決するために補完・協力し合う活動」とします。

また、市民団体等とは、「地域社会を構成する個人、自治会、NPO、企業、学校、ボランティア団体等」とします。

これまでも、市民団体等と市が連携・協力して進めてきた既存の仕組みや事業がありますが、協働の理念によって、連携・協力を継続・発展させていくことが必要と考えています。



4. 協働の目的 - 何のために、協働するの? -

何のために、協働するのか?

それは、市民団体等と市が協働して事業を進めることで「市民サービスの向上」が期待でき、「市民主体のまちづくり」に繋がると考えられるからです。

(1) 市民サービスの向上

市民ニーズが多様化・個別化している中、市が行う市民サービスは、公平性・安定性等のメリットはあるものの、様々な市民のニーズに十分応えることが困難になってきています。

一方、市民団体等が提供する市民サービスは、ニーズにきめ細かく機敏に対応しながら、地域社会の課題に対応していくことが可能です。

こうしたことから、市民団体等と市が協働することで、より選択肢が多く、また質の高いサービスを市民に提供することが可能になります。

例)

○障がい者や高齢者、子ども等を対象としたサービスを地域の市民団体等が提供する。

⇒当事者や市民の視点を活かしたきめ細かく柔軟なサービスの実現が図られる。

(2) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主役である市民団体等が、地域に必要な市民サービスを自ら提供していきます。そのことで、市民の視点が具体的なまちづくりとして反映され、連帯の輪を広げることが期待できます。

例)

○高齢化や子育て、防犯、ごみ問題、まちづくりのルール等、様々な地域の課題に市民団体等が多く市民を巻き込みながら取り組む。

⇒連帯の輪が広がり、市民主体のまちづくりに繋がる。

○地域情報誌の発行等を市民団体等が行う。

⇒市民が地域を知り、人的ネットワークを広げるといった、様々なまちづくりの力が市民団体等に蓄積されることが期待できる。

5. 協働の始まりと心構え

市民団体等と市のそれぞれの立場から、「こんなことを考えているので、一緒に取り組むことができないだろうか。」という提案や相談を考えることがあります。これが「協働の始まり」です。

それらの趣旨が、地域のまちづくりや市民サービスの向上に繋がるものであれば、まず、「どうすれば実現できるのか」、「どんな協力・連携ができるのか」を考えましょう。

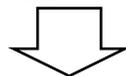
市民団体等にとって、市の社会的信用や広報力等は、魅力的な資源であり、市も市民団体等の専門性・技術力を活用することは有効と考えられます。こうした面からのサポートだけでも事業の大きな推進力となる場合が多くあります。相談やアドバイスも有効と思われます。

もし、その時に協働することが難しくても、せっかくの機会を大切にすることが次に繋がります。

協働を持ちかけられたとき、「内容が不明確」、「予算がない」、「例がない」等、「出来ない理由」を考えるのではなく、「どうやったら出来るのか」という発想の視点から、市民団体等と市の双方が有益な関係となるように進めていきましょう。お互いに、発想・価値観・行動原理が違って当たり前であるからこそ協働するのです。それぞれが、事業の主体者であることを常に意識していくことが大切で、誠意を持って、出来るところから一歩を踏み出しましょう。

協働のポイント！

- 市民団体等と市のそれぞれが、市民サービスの担い手としての役割を果たしていくことが必要
- 同じ目的を共有できる場合には、協働の理念により、連携・協力を継続・発展



市民サービスの向上にも繋がり、市民主体のまちづくりを効果的に推進



6. 協働の考え方

市民団体等と市が、協働での役割を担えるよう考え方を示します。

<協働の原則>

(1) 目的共有の原則

互いの役割分担や費用分担、責任の所在等を明確にし、協働して取り組むことで達成しようとする目的・目標を共有します。

(2) 自主性尊重の原則

協働する活動が、自主的かつ自己責任の下で行われていることを理解し、それぞれの主体性を尊重します。

(3) 対等な関係の原則

それぞれ対等な関係を保つよう心がけます。

「支援する」、「支援される」という発想ではなく、共に事業を進めていく関係という認識を持つことが重要です。

(4) 相互理解の原則

それぞれの価値観や行動原理が異なるため、協働を進める中で互いに誤解や不満が生じることもあると思われます。

立場や特性を理解・尊重し、コミュニケーションを図りながら、双方の特性がより良く発揮されるような進め方を心がけます。

(5) 情報公開の原則

それぞれが、市民サービスの提供者として、広く市民等に説明責任を果たします。

また、協働のプロセスや結果についての情報を積極的に公開し、社会的理解を深めるよう努力します。

7. 協働の形態

協働には色々な形態があります。

市民団体等と市が、それぞれの目的や目標を達成するために、最も効果的で実行しやすい形態を考えます。

どのような形態の場合も、事業を進める際には、役割分担・費用分担・協力する内容等について、文書を交わし、お互いの責任を明確にしておくことが重要です。

異なる組織同士が協働するのですから、全てが順調にいくとは限りません。信頼関係を構築し、次の段階に繋げるためにも、コミュニケーションを密にしながらか進めていくことが大切です。

(1) 委託契約

市が責任を持って担うべき事業を、市民団体等の特性を活かしてより効果的に実施するため、市民団体等に委託する協働形態です。

単に決まった内容を委託するのではなく、市民団体等ならではの発想や特性を活かしながら、共に市民サービスの向上を目指すという姿勢で、コミュニケーションを取りながら進めていくことが大切です。

現状、多くの自治体が、市民団体等へ呼びかけて募集することがほとんどです。近年では、「自治体が委託者・市民団体等が受託者」という関係ではなく、事業の企画立案・実施・成果や責任の所在も含めて、対等に役割分担しようとする手法（パートナーシップ協定や協働契約の締結等）が模索されています。

(2) その他の契約

(1)の委託契約以外に、互いの意思表示の合致（申し込みと承諾）によって契約して行う協働形態です。

例えば、市民団体等が作成した成果物や所有しているノウハウについて、市が購入して活用することは、契約に基づく協働の形態の一つです。市民団体等にとっては、社会的信用が高まること、活動の資金を得られる等のメリットが考えられ、市にとっては求める効果が達成できます。

(3) 補助金による支援

市民団体等が主体的に行う事業に対して、市が財政的な支援を行うものです。事業の成果と責任は、共に事業を実施する市民団体等に帰属します。

実施主体である市民団体等の自主性や自立性を尊重しながら支援する協働の形態ですが、補助金への依存度が高くなると、自主性や自立性の発揮が困難になる場合があります。

(4) 共催

市民団体等と市が、共に主催者となって事業を行う協働形態です。

お互いの役割分担を明らかにし、目的・目標を共有しながら、企画段階から十分な情報交換の下に進めることが重要です。

(5) 後援

市民団体等が主催する事業等に対して、「後援」という形で支援していることを表明する協働形態です。

市民団体等にとっては、市の後援により事業の社会的信用度が高まる協働の形態となっています。

(6) 実行委員会

市民団体等と市が、「実行委員会」という組織を構成し、事業を行う協働形態です。

参加者が、企画段階から十分話し合っ、対等な立場で目的を共有することが重要です。

(7) 事業協力

市民団体等と市が、互いの特性を活かし、一定期間、継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する協働形態です。

人的な協力、PRの支援、会場の提供、相談やアドバイス等といった様々な内容が考えられます。

(8) 政策提言機能

市とは異なる立場・視点から、市の政策に提言を行う「政策提言機能」は、市民団体等に期待される重要な役割です。

政策提言を受け、市が考えていくことも、協働の形態の一つと考えられます。

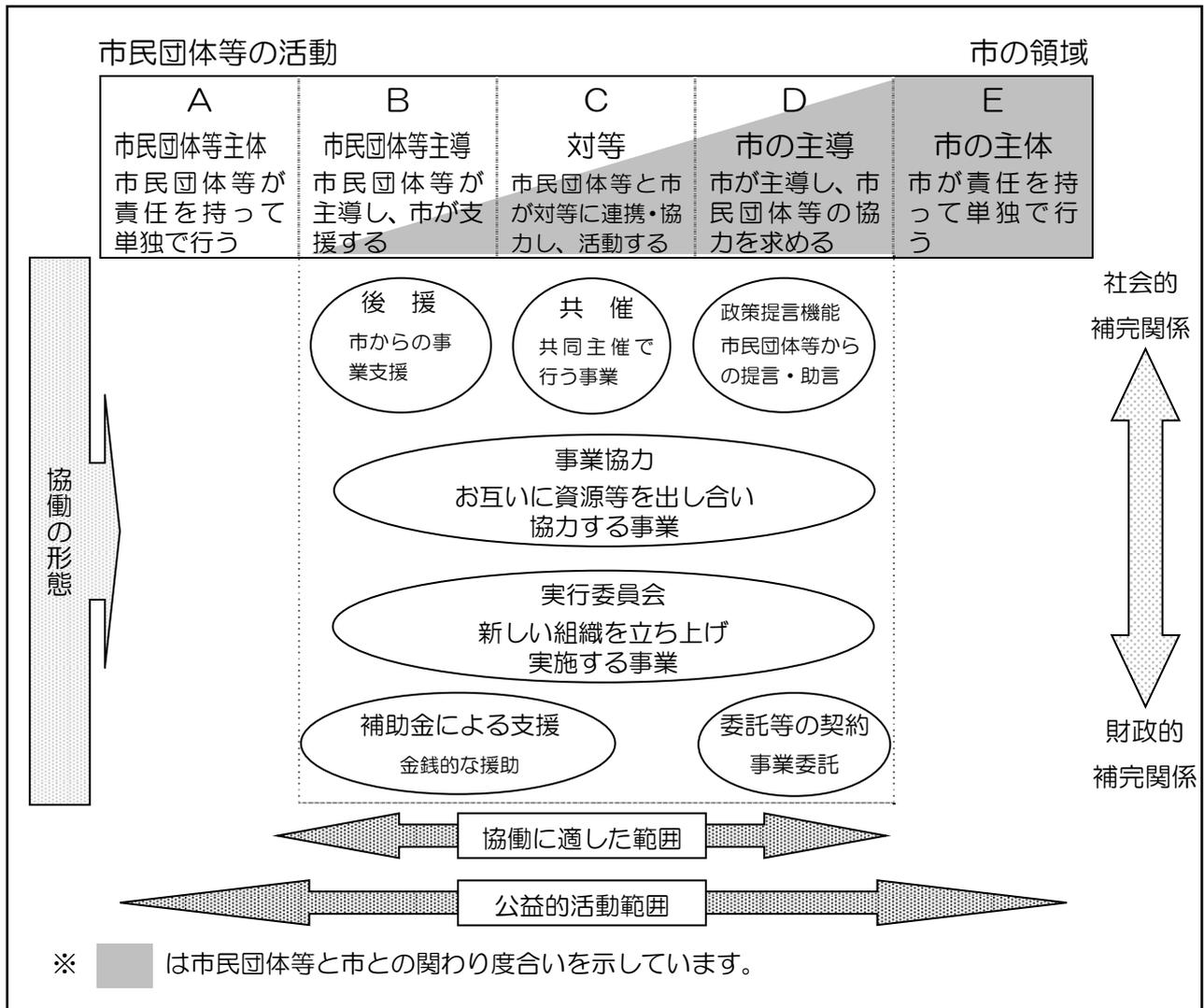
協働は目的でなく手段

協働は、それ自体が目的ではなく、目指す目的を達成するための手法の1つです。

協働を考える際には、「何のために協働するのか」、「協働することで何を実現させたいのか」をよく考えましょう。その上で、お互いの長所を生かし、短所を補い合うような連携と役割分担を図ることが重要です。



■協働に適した領域と主な形態



8. 協働事例の紹介

市民団体等と市が、既に取り組みを始めている協働事例について、協働の形態に即してご紹介します。

<p>委託契約</p>	<p>認知症予防のための教室の開催</p>  <p>委託契約により、高齢者の認知機能の維持向上と閉じこもり予防を目的として、教室を開催し、計算や音読レクリエーションなどを行っています。</p> <p>その他：「親子ふれあい広場」の企画運営、地域に根付いた家庭教育支援など</p>
<p>その他の契約</p>	<p>アダプト・プログラムの推進</p>  <p>道路や公園などの公共空間について、登録団体により清掃管理や花の植栽を行ってもらい、個性と魅力ある地域主体のまちづくりを推進しています。</p> <p>その他：盆踊り、芸能発表会、文化展、囲碁将棋大会等の文化事業の実施など</p>
<p>補助金による支援</p>	<p>国際交流活動の実施</p>  <p>主に清須市在住の外国人の方を対象とした日常生活で使う日本語習得のサポートや、市民交流のパーティーを開催しています。</p> <p>市は、この事業が公益性の高いものと認め、当該団体へ補助金を交付しています。</p> <p>その他：女性の文化教養を高めるための事業、結婚相談所事業の推進など</p>
<p>共催</p>	<p>尾張西枇杷島まつりの開催</p>  <p>5両の山車を引き廻してのからくり人形の演技や、花火の打ち上げを行います。</p> <p>市は、振興会と共催により、まつりを開催しています。</p> <p>その他：清洲城信長まつりの開催、新川やると祭の開催など</p>

後援	療育セミナーの開催	 <p>市は、当該事業の趣旨に賛同して、後援を行うことで、療育知識を必要とする市民がセミナーへ参加しやすい環境づくりを支援しています。</p>
	その他：庄内川親子自然観察など	

実行委員会	朝市の開催・除草活動	 <p>毎月第3日曜日に朝市を開催しており、会場となる芝生広場の草刈等も行っています。</p> <p>市は、広報紙等により朝市に関する情報を発信し、活動を支援しています。</p>
	その他：成人式の企画運営、体育祭の企画運営など	

事業協力	市のイベント等への協力	 <p>市が年2回開催している「きよすウオーク」というイベントでは、地元企業の方々にスタッフとして受付や参加者の誘導に協力してもらっています。また、この他にも、地元企業として様々な社会貢献活動を推進されています。</p>
	その他：学校支援地域本部事業の推進など	

政策提言機能	市民からの政策提言	 <p>市の施策に対して、市民から意見をいただき、事業効果が得られるよう努めています。</p> <p>最近では、「第2次総合計画の策定における市民参画会議」を開催し、市民の皆さんのご意見をお聞きしました。</p>
	その他：総合計画審議会、行政改革推進委員会など	

このように市では、様々な方法によって協働を進めています。

9. 協働の推進に向けた市の取組み

(1) 人材の育成

協働を進める中で最も大切なことは、地域の人たちを引っ張っていく担い手を育成することが大切と考えております。地域防災リーダー等の人材養成講座の開催や、ボランティア登録制度の充実に努めてまいります。

(2) きっかけ作り

市民団体等が、自主的な活動や協働の取り組みへの関心を高めるため、協働に関する専門家を招いての研修会やワークショップを開催するなど、協働へのきっかけ作りに努めます。

(3) 情報の発信等

市民団体等と市、市民団体等同士が、相互の情報交換・交流ができるよう情報発信や活動拠点の整備に努めます。

10. まとめ

まちづくりとは、そこに住む人たちの活動によって、地域の課題を解決し、より良い社会を作っていくことであると考えております。だからこそ、様々な形で市民団体等と市が連携・協力を行う市民協働が必要となります。

この指針は、本市の市民協働を進めるきっかけとして策定しました。その時々合った指針とするためにも、今後とも適宜見直しを図っていきます。

市民団体等と市が、互いの自主性を尊重して、それぞれの持ち場で能力を活かすことができるよう自助・共助・公助の定着に努めながら、市民協働を進めていきたいと思います。

清須市市民協働指針

平成30年3月

清須市企画部企画政策課

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

電話 052-400-2911（代表）